

桶川市公共下水道事業修繕費支弁基準取扱要綱

(令和3年3月31日都市整備部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市公共下水道事業会計において適正な会計処理を図るため、固定資産に係る修繕費（収益的支出）と資本的支出との支出区分について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修繕費 固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産につき、その現状を回復するために要したと認められる部分の金額をいう。
- (2) 資本的支出 固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額をいう。
- (3) 単位資産 原則として、資産管理上、一台のポンプ、一組の装置のように一つの資産として扱われるものをいう。
- (4) 取替え 各固定資産内の一つの資産のうちの一部を除去して新しいものと交換することをいう。
- (5) 交換 各固定資産内の一つの資産の全部を除去して新しいものと交換することをいう。

(一般基準)

第3条 修繕費の支出区分は、原則として、前条第1号の規定によるもの及び修理、改良等のために要した支出額が20万円未満の場合又は修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが明らかである場合とする。

2 資本的支出の支出区分は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし、支出区分が明確でないときは、法人税法基本通達第7章第8節を準用して判断するものとする。

- (1) 建物の避難階段の取付け等、物理的に付加した部分に係る支出
- (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改築に要した支出
- (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合において、当該機械の部分品を通常のものに取り替えた場合に要すると認められる費用の額を超える部分の支出
- (4) 各固定資産内の一つの資産を交換する支出
(具体的基準)

第4条 前条第1項に定める支出区分の具体的な内容は、別表のとおりとする。

(被災した資産)

第5条 災害により被害を受けた固定資産（以下「被災資産」という。）について支出した費用については、次の各号のいずれかにより修繕費と資本的支出の区分とする。

- (1) 被災資産につきその原状を回復するために支出した費用（従来の構造、材質等を改良するためのものである等、明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。）は、修繕費とする。
- (2) 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水、土砂崩れの防止等のために要した費用は、修繕費とする。
- (3) 被災資産の復旧に代えて新たに資産を取得するために要した費用は、資本的支出とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日都市整備部長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	修繕費
建物及び構築物	1 部位の部分改修又は修理 2 建具等部材の取替え 3 電気機械設備の部分取替え 4 その他、本来の耐用年数を維持するために必要な補強の費用（雨漏り、破損ガラス、建物等を維持するために必要とする塗装等の修理）
機械及び装置	1 部品の取替え 2 その他、本来の性能を維持するために必要な限度の維持補強の費用
車両運搬具	1 本来の効用持続年数を維持するために毎年定期的に支出される費用（車検、法定点検等） 2 その他、本来の耐用年数を維持するために必要な限度の維持補強の費用
工具、器具及び備品	1 本来の効用を維持するために必要な限度の維持補強の費用（保守点検又は点検に伴う既存部品と同等品への部品取替え）